

ID: 6

担当部署: 企画課

処分の概要	訂正等の請求に対する決定
例規名 根拠条項	八頭町個人情報保護条例 第25条第1項
例規番号	平成17年条例第13号
<p>【根拠条文】</p> <p>(訂正等の請求に対する措置)</p> <p>第25条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該請求があった日から30日以内に、訂正等をするか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等の請求をした者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに訂正等の請求をした者に対し、当該決定の内容(訂正等をしない旨の決定であるときは、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 第17条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により理由を通知する場合について準用する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第21条から第23条まで及び第26条の規定による。</p> <p>(訂正の請求)</p> <p>第21条 何人も、自己の情報について事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正(追加及び抹消を含む。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>(削除の請求)</p> <p>第22条 何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を超えて自己情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。</p> <p>(中止の請求)</p> <p>第23条 何人も、第8条の規定に違反して自己情報が目的外利用がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用の中止を請求することができる。</p> <p>(訂正等をしない自己情報)</p> <p>第26条 実施機関は、訂正等の請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、当該自己情報の訂正等をしないものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により、訂正等をするできないとされているもの</p> <p>(2) 当該実施機関に訂正等をする権限がないもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、訂正等をしないことに正当な理由があるもの</p>	
標準処理期間	訂正等の請求があった日から30日以内(第25条第1項)
備考	

設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日